

■ 政府の緊急経済対策に伴う対応について

政府は、4月7日、臨時閣議を開き、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、収入が減少した世帯への現金30万円の給付などを盛り込むなど、事業規模の総額で108兆円程度となる緊急経済対策を決定しました。

1 感染防止・医療

緊急経済対策では、感染拡大の防止が経済の観点からも最も重要だとして、資源を集中投入して対策を充実させ、国民の不安を解消するとしています。

2 雇用の維持と事業継続

(1) 雇用の維持

雇用の維持に向け、一時的な休業などで従業員の雇用維持を図る企業に対し、休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金を拡充します。

4月から6月末までを「緊急対応期間」として、助成率を次のとおり引き上げます。

▼中小企業・・・3分の2→5分の4

▼大企業・・・2分の1→3分の2

さらに、解雇を行わない場合の助成率

▼中小企業・・・10分の9

▼大企業・・・4分の3

対象は、通常、雇用保険に6か月以上加入していることが条件となりますが、今回はこの条件を撤廃し、加入期間が短い新入社員や、雇用保険に入っていないパートなどの非正規労働者も対象とします。

このほか、内定が取り消された学生などの就職活動を支援するため、ハローワークに新卒者などを対象にした特別の相談窓口を設置します。

(2) 資金繰り対策

企業の資金繰り支援では、業績が悪化している中小企業などを支援するため、融資や保証などの枠を、これまでの対策の1兆6,000億円から、45兆円程度に拡大します。

売上げが減少した中小企業などを対象に日本政策金融公庫などが3月から実施している融資制度では、14兆円程度の融資枠を確保します。

▼売上げが5%以上減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に、金利を一律0.9%引き下げ、今後3年間は0%台の金利で融資を受けられます。

▼売上げが15%から20%減少するなど、より厳しい経営状況の企業には利子にあたる金額を国が補填し、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子で借りられるようになっています。

利子が補填される融資の上限

▼中小企業・・・1億円

▼小規模事業者など・・・3,000万円

※日本政策金融公庫などからすでに受けた融資についても実質無利子の融資への借り換えを可能にします。

(3) 民間無利子融資

国が利子にあたる金額を補填することで、民間の金融機関でも実質無利子・無担保の融資を上限3,000万円まで受けられるようにします。

▼中小・小規模事業者・・・売上げが15%以上減少

▼個人事業主・・・売上げが5%以上減少

※すでに民間の金融機関から受けた融資についても、上限まで無利子の融資への借り換えができます。

政府系金融機関の窓口には申請が殺到して融資の実行に時間がかかるケースが出ていて、無利子の融資を受けられる金融機関が取引先の地方銀行や信用金庫などにも広がります。

(4) 保証

各地の信用保証協会が中小企業の資金繰りを保証する制度では、保証の枠を増やすとともに、企業が支払う保証料率を減免します。

こうした、民間金融機関による実質無利子の融資や保証などの枠として24兆円程度を確保します。

(5) 危機対応融資

大企業や中堅企業でも売上げが減少して、経営環境が悪化していることから「危機対応融資」と呼ばれる特別な貸付制度の融資枠を現在の2,040億円から5兆円に増やします。

これは、政府が日本政策投資銀行と商工中金に資金を拠出し、災害や金融危機などで一時的に業績が悪化した企業に融資する制度です。

2008年のリーマンショックを受けて作られ、一般の金融機関による資金供給が十分になされない場合や、多額の資金が必要なケースなどに融資を受けられるメリットがあります。

3 事業者や世帯向け現金給付

(1) 世帯や個人向け現金給付

【生活支援臨時給付金（仮称）】

感染拡大の影響で収入が大きく減少し、生活に困窮している人を支援するため、1世帯当たり30万円の現金給付を行います。給付総額は4兆206億円に上ります。

支給対象

▼今年2月から6月の間のいずれかの月の世帯主の月収が感染が発生する前と比べて減少し、住民税が非課税となる世帯水準まで落ち込んだ世帯

▼月収が50%以上減少し、住民税が非課税となる水準の2倍を下回る世帯など
※およそ1,300万世帯が対象になると想定されています。

現金を早く支給するため、収入の状況を証明する書類などとともに市町村にみ
ずから申告する方式とし、インターネットを通じて申請できるシステムの整備
も検討します。

給付の時期は現時点では決まっておらず、政府は、できるだけ早く支給できる
よう準備を急ぎたいとしています。

生活支援臨時給付金コールセンター 電話03-5638-5855

総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufu_kin.html

(2) 事業者向け給付制度

外出の自粛や需要の落ち込みで深刻な影響を受けている中小企業や個人事業主な
どが事業を継続できるよう返済の必要のない給付金を支給します。

対象となるのは、中堅・中小企業や、フリーランスを含めた個人事業主で、今年
1月から12月までのいずれかの月の収入が、昨年よりも50%以上減少していること
が条件です。

支給される額は、売り上げの減少に応じた算出方法で決まり、最大で次のとおり
です。

▼フリーランスを含む個人事業主・・・100万円

▼中小企業・小規模事業主・・・200万円

窓口が混雑し、作業が遅れるのを避けるため、申請は原則インターネットを通じ
て行われ、給付金の総額は2兆3,176億円を計上しています。個人事業主などは、
世帯向け現金の給付の対象となる場合でも給付を受けることができます。

(3) 児童手当の増額

子育て世帯を支援するため、児童手当の受給世帯に対して児童1人当たり1万円
を上乗せします。早ければ6月の支給分に上乗せされる見通しです。所得の高い世
帯は対象となりません。

このほか、国民健康保険税や介護保険料の免除などを行った自治体への財政支援
や奨学金や授業料の減免を通じた支援なども盛り込まれています。

4 収束後の経済活動回復へ

(1) 収束後の経済回復

感染拡大が収束したあとは「V字回復フェーズ」として、落ち込んだ消費を喚起
し、日本経済を成長軌道へと回復させるための官民を挙げた大規模なキャンペーン
を展開するとしています。

(2) 観光・飲食・イベントなど

深刻な影響を受けている観光や運輸、飲食やイベント事業を対象に、感染拡大が収束したあとの半年間「Go Toキャンペーン」と称した消費喚起策を実施します。

このうち、観光では、旅行会社や予約サイトを通じて旅行商品を購入した人を対象に代金の半額相当、1泊1人当たり最大2万円分を補助します。

宿泊料金を割り引くほか、観光施設や土産物店、それに飲食店や交通機関などで使えるクーポンを発行します。

また、インターネットの予約サイトを通じて飲食店を予約し、来店した消費者に対しては飲食店で使える最大1,000円分のポイントの付与や、20%分の割り引きがついた食事券を発行します。

さらに、コンサートなどのイベントでは、チケット販売会社を通じて購入した人を対象に代金の20%相当を割り引いたり、クーポンを付与したりします。

こうした対策を実施する費用として、今年度の補正予算案に1兆6,700億円余りを計上しています。

(3) 地域経済の活性化

地域経済や住民生活を支援し、収束後に自治体が必要な事業を実施できるよう、1兆円に上る「地方創生臨時交付金」を新たに創設して、各地の取り組みを支援します。

このほか、各地で中止となった観光イベントを魅力高めたうえで復活させるなどして、より多くの客が呼び込めるように支援するほか、激減している外国人旅行者を再び呼び込めるよう宿泊施設などに「通訳案内士」と呼ばれる外国語を話せる観光ガイドを講師として派遣して、外国人旅行者の接客方法などをアドバイスします。

5 強靱な経済構造の構築

(1) サプライチェーン改革

新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響が出た部品などの供給網、サプライチェーンの強靱化にも取り組みます。

中国など特定の国に生産が集中している製品や部品の生産拠点を国内に移転する場合、中小企業は費用の3分の2、大企業は費用の2分の1を補助します。

特に、国内で不足しているマスクや人工呼吸器、それに防護服といった緊急性の高い製品については、補助率を中小企業は4分の3、大企業は3分の2に引き上げます。

また、東南アジアなどに生産拠点を分散させる場合は中小企業に3分の2、大企業には2分の1を補助し、予算の規模は合わせて2,400億円余りに上ります。

(2) デジタル化

デジタル化の支援では、最新のIT技術を教育に活用する「EdTech」を学校で購入する際の支援や感染に不安をもつ人がチャットやテレビ電話で医師などに相談できる相談窓口の拡充などで200億円余りを盛り込んでいます。

(3) 農業関連の対策

農林水産業に関連する対策では、外国人観光客の減少や宴会の自粛などの影響で需要が落ち込んでいる農林水産物の生産の体制を維持していくため、販売促進の取り組みを支援します。

具体的には、需要が減っている和牛やメロンなどについて学校給食での利用を支援するほか、花についても駅や空港、公民館などの公共施設での活用を進めることなどに1,900億円を計上しています。

また、野菜や花、果物などについて、次の作付けに向けた種や苗、農業資材の購入を支援するため242億円をあてます。

さらに、入国規制により農業分野でこれまでにおよそ1,700人の外国人技能実習生が日本に来る見通しが立っていないことを受け、農業の経験を持つ人や農業高校の学生などを現場に派遣する費用や、AI＝人工知能などを活用した新しい技術の導入などの費用として60億円を計上しています。

6 地方税関係の税制上の措置（案）

(1) 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設けます。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

(2) 固定資産税

◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

○厳しい経営環境にある^(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者……2分の1

50%以上減少している者……ゼロ

○この措置による減収額については、全額国費で補填されます。

総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html